

## 昭和二十九年一月

### 海外經濟事情

#### 目次

- 一、概況
- 二、國際通貨基金の資力利用緩和と政策
- 三、米國經濟の動向
  - (1) 財政・經濟政策
  - (2) 金融の動向
  - (3) 景氣対策と景氣の動向
  - (4) 農業政策
  - (5) 對外經濟政策
- 四、西歐諸國
  - (1) ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体における鉄鋼價格を繞る諸問題
  - (2) 英連邦蔵相會議と英國經濟の動向
  - (3) フランスにおける物価割高是正策の再検討
  - (4) 西ドイツにおける税制改革の動向と為替管理の緩和
- 五、共産圏諸國
  - (1) ソ連第五次五カ年計画の実績と東西貿易の動き
  - (2) 中共における本年の建設計画の概略とインフレーション
- 六、東亞及び東南アジア諸國
  - (1) 一般情勢
  - (2) 韓國の近情
  - (3) 香港の昨年中貿易実績

- (4) マレー貿易の一九五三年中実績と本年の見透し
  - (5) 最近のインドの貿易事情と本年上半期の輸入方針
- 七、最近における濠州經濟の概況

#### 一、概況

米英仏ソ四カ國外相會議は世界注視の裡に二十五日ベルリンで開催された。右は昨年五月チャーチル英首相の巨頭會談提唱以來西歐三國とソ連との間に屢次の覺書交換が行われた後漸く開催の運びとなつたもので、一九四九年五月のパリー會議以來更に四年八カ月振である。會議は冒頭から議題問題について紛糾を示したが、西歐側の譲歩により先ず中共を含めた五大國會議開催の問題を討議し、これを第二週に秘密會議において再検討することとし、欧州問題の討議に移ることとなつたが、ドイツ統一問題についても西歐三國とソ連の立場は鋭い対立を示した。すなわちイーデン英外相はドイツの統一について先ず全自由選挙の実施を主張し、米仏一致してこれを支持したのに対し、ソ連モロトフ外相は先ず全臨時政府の樹立を主張して譲らず、応酬が続けられ會議は二月一日から開始される第二週に持越され、この間東独政府による東西両独代表の外相會議参加要請もあり、外相會議の帰趨は未だ予断を許さない状況である。右外相會議におけるドイツ統一問題の討議に關連し、特に注目せられるのはドイツの欧州防衛共同体参加の問題であり、これをめぐる西歐側とソ連側の態度は基本的に相違しているが、欧州防衛共同体条約についてはオランダが調印國最初として二十日批准を完了したものの、予て一部に消極的見解が強いフランスにおいてはもとより、西ドイツにおいてもなお合憲性問題が残されており、イタリアにおいてもファンファニ内閣の辭職後、政局の不安定によりその早期批准は困難視されており、欧州防衛共同体問題は西歐陣営内においても未だ見透は容易ならぬものがある。

朝鮮政治會議は予備會談が行詰つたまま反共捕虜は二十三日共産側の反対を押し切り、釈放された。共産側はこれを休戰協定違反として非難しており、朝鮮問題の前途も困難を加えるものと見られる。

米國の内外政策を明らかにする大統領の諸教書は、八日一般教書を首めとして

次々に発表を見たが、これら教書を通じて米國經濟に対する強い自信が見られ、米國は戰時經濟から平時經濟への過渡的段階にありとし、米國經濟を不況におとし入れることなく、この過渡期を乗り切る方針を示している。このため弾力的な信用政策、減税による投資や消費への刺激、社会保障制度、農業計画、公共事業の拡充、國際貿易振興等の措置を用意し、必要に応じてこれを大胆に推進しようとする意図を明らかにしている。

一方月中米國の經濟動向を見るに鉄鋼生産は稼働率七五%程度に下り、新規受注も振わず、一般鋳工業生産指数も引続き若干低下したものと見られている。失業者数も月間自動車、鉄道、航空機等の諸部門における解雇発表もあり、(十二月の一八五万人から)二二六万人に増加したと伝えられる。斯様に景氣は一般に低下の傾向を示し、注目される場所であるが、唯々株式市場はゼネラル・モーターズの尨大な投資計画の発表を好感、二十六日工業株三〇種平均二九三・八五ドルと活潑な動きを示している。

英國の金ドル準備は前月に引続き増加し、工業生産も昨年においては一二〇と従来の最高水準に達し、また諸統制は漸次緩和され、食糧の配給制撤廃も五月頃には確実とされ、英國經濟は比較的順調な推移を辿っているものの如くである。しかしその反面、昨秋から引続いて行われている労働攻勢は未だに解決を見ず、今後食糧配給制の撤廃、補助金廃止による食料品の値上りも予想される折柄、労働間の争いはさらに激しくなるものと予想される。

フランス經濟も一応小康状態を示しているものの輸出は減少、物価は上昇傾向を示しており、今後の推移は樂觀を許されない状態にある。従つて物価の割高、輸出の拡大を図るためにも政府のさらに強力な政策が期待されている。

一方西ドイツの貿易は好調を続け、貿易収支の受取超過も増大、EPUに対する累積債権も割当額を大幅に上廻つている。しかし工業生産は若干低下し、失業者も増加しているが、これは季節的要因によるものと見られ、今後再軍備の進展、政府の住宅建築計画に基づく建築活動の活況期待により生産は再び上昇するものと樂觀視されている。

ランドール委員会の報告は各国から多大の期待が寄せられていたが、二十三日

発表された。その内容は関税の引下、民間投資の増大、通貨の交換性回復に対する援助、米國製品優先購入法の廃止、米國船舶優先利用法の廃止等概して國際貿易拡大のため努力の意図を示しているが、中間選挙を控えていることでもあり、果してどの程度実現を見るかについて問題が残されている。

一方英連邦蔵相會議は八日開催され十五日閉会したが、そのコミュニケによれば、ポンド域の金ドル準備はポンドの交換性回復のためにはなお不十分であり、その増加に努力すること、ポンド強化のためには輸入制限よりも輸出の増加によること、非ドル、非ポンド域との貿易をドル域との貿易と同等に重要視すること、連邦諸國の經濟開發をさらに促進すること等において、意見の一致を見たこと、右は米國の景氣動向をも考慮し連邦諸國內の紐帶強化の方向を示したものと注目される。

東西貿易拡大への動きは本月に入り明らかに活況を呈し、英仏エジプト等の通商使節団はすでにモスクワを訪問、ソ連当局と交渉中と伝えられ、また欧州經濟委員會ミルダール事務局長も近くソ連を訪問、東西貿易拡大のための交渉を行うものと見られている。

なお東南アジア諸國においては予て諸國間協力關係緊密化の氣運が見られているが、セイロン首相の提唱により来る四月インド、パキスタン、ビルマ、インドネシア等四カ國首相會議が、開催の予定と伝えられ、その成行が注目される。

## 二、國際通貨基金の資力利用緩和政策

國際通貨基金(IMF)は十日現行の隨時引出協定(Stand-by Credit Agreement)の協定期間の延長に関する昨年十二月二十三日の常任理事會決定を公表した。右によれば通貨の交換性を回復し、維持することを目的として隨時引出協定を締結する場合には六カ月という現行の期間の制約が撤廃されることとなる。この場合期間の限度はとくに示されていないが、一般には二年程度になるものと見られている。

右決定は基金が交換性回復問題について一歩前進したことを示すのみならず、従来この問題に消極的であつた米國の態度が若干変化したことを示すものとして

歓迎されているが、現在の基金の保有資金額は必ずしも充分ではないといわれている折柄、實際問題としてはその点に問題が残されていると見る向もある。

また右決定と同時に基金はいわゆる金払込部分相当額引出に対する優遇措置に關する一九五二年二月の決定を無修正、無期限に延長することを明らかにした他、手数料の若干の増額を決定し、本年末までの取引につき適用することとした模様である。

### 三、米國經濟の動向

#### (1) 財政・經濟政策

七日アイゼンハウアー大統領は恒例の一般教書を議会に送付、今後共和党政府の採るべき政策の方向及び内容についての大綱を示し、次いで労働、農業(以上十一日)・社会保障(十四日)・保健(十八日)・予算(二十一日)・住宅(二十五日)の各教書及び經濟報告(二十八日)において夫々の分野に關し、種々の勧告を行つた。政權交替直後の昨年初頭と異り、今回の諸教書には共和党本来の政策が具体的な形で示されており、今後これらについての議会の動向が注目されている。

右を通じて窺われることは、米國經濟の戰時經濟から平時經濟への移行であり、國防費の圧縮(陸海軍の削減、空軍並に原子兵器を中心とする所謂新軍事計画の實施)と相俟つて、財政の均衡に引き続き努力し、専ら民間の創意工夫による經濟活動の維持安定を図つてゐることである。

即ち明年度財政支出見積りとしては総額六五六億ドル、内広義の國家安全保障費は四四九億ドル(支出総額の六八・四%)と前年度に比し削減をみたほか(尤も反面空軍一六二・一億ドル、相互軍事計画四二・八億ドル、原子力開発・管理二四・三億ドルと、何れも従前に比し増額をみたことは新たな國防計画の方向を示すものとして注目される)新規負担権限額は総額五六三億ドル(本年度六〇七億ドル)未使用残高予想五五年六月五四一億ドル(本年六月六六五億ドル、前年六月七八七億ドル)と何れも前年に比し減少しており、将来財政支出は更に低下の方向を辿ることが予想される。

これと並んで注目すべきことは財政における赤字の減少であつて、明年度歳入

不足は二九・三億ドル(本年度三二・七億ドル)に止められ、現金収支上では逆に一・二億ドルの引揚超過(本年度は赤字一・三億ドル)となつてゐるが、特に本年六月に終る本會計年度支出についても極力節減に努め、総額七〇九億ドルと当初に比し約七〇億ドルの削減を行い、ために本年度赤字を三二億ドル(当初見込九億ドル)に抑えたことは共和党政府の均衡財政への努力を示すものとして注目されねばならない。

斯かる財政均衡化への努力と並んで共和党年来の主張であり、かつ国内的にも強く要望されている減税については本月一日より発効の法人超過利得税の撤廃、個人所得税の軽減、更に税制の技術的改正による税負担の軽減が図られた。但し他面歳入確保の必要から四月予定の一般法人税率低減の一年延期、消費税の継続が要請され、養老保険関係社会保障税は一・五%据置の要請にも拘わらず、既定方針通り二%に引上げられた。右の税制改革は二十五項目から成り、現在なお継続中の政府の課税体系の全面的再検討の一部をなすもので、とくに民間投資の促進に重点をおいている。その主たるものを挙げれば、(1)減価償却制度の適用緩和、早期償却分の引上、(2)研究費を支出年度の経費として計上を認めること、(3)配当所得に対する課税の漸減による所謂二重課税負担の軽減、(4)損失を過去の利益と相殺する場合繰戻し期間を最長二年間に延長、(5)農地保全費用の経費計上を認めること、(6)海外支店等の収益に対する課税率の低減、外国課税の控除範囲の拡大及び外国課税に対する綜合控除限度の撤廃等であるが、更に個人所得については(7)医療費の控除限度の引上、(8)年収六〇〇ドル以上の年少者についても扶養控除を認めること、(9)就労寡婦等の幼児保育費の控除等である。

ドッジ予算局長は明年度予算について、これがインフレ、デフレの何れをも指向せざる安定予算であるとし、議会また下院歳入委では予算教書提出の翌二十二日早くも早期償却制の拡大を承認する等活潑な動きを見せたが、五〇億ドルの減税が景気後退防止のため、充分であるか否かという点、或は教書が本年同様の所得水準をもつて明年度の歳入を計上している点等を問題としてゐる向もある。

一九五五年度歳出入見積 (単位 百万ドル)

項目	五四年 度	五五年 度
歳入	六七、六二九	六二、六四二
内個人所得税	三三、四三三	三〇、三二三
法人税	二二、八〇九	二〇、二六四
歳出	七〇、九〇二	六五、五七〇
内国家安全保障費	四八、七二〇	四四、八六〇
空軍	一五、六〇〇	一六、二〇九
陸軍	一四、二〇〇	一〇、一九八
海軍	一一、三〇〇	一〇、四九三
相互軍事計画	四、二〇〇	四、二七五
原子力開発管理	二、二〇〇	二、四二五
その他	一、二二〇	一、二六〇
復員軍人関係費	四、一六〇	四、一九二
国債利子	六、六〇〇	六、八七五
その他	一一、四二二	九、六四三
差引不足額	三、二七三	二、九二八

(2) 金融の動向

金融市場は越年第一週のニューヨーク市銀貸出高減少二・三億ドル(週間減としては未曾有の最高額)と緩慢裡に新年を迎えたが、景気後退の進行を伝えられる折柄、季節的要因も加わつてその後一段と軟化、下旬二十五日には財務省証券の発行利廻り〇・九九八%(年初一・三二四%)と四年半ぶりの低下を示し、同日主要金融会社及び一般商手ディーラーもその商業手形レートを前者九〇日物一%ないし二七〇日物二%、後者二%と、それぞれ年初来%づつ両度に亘る引下げを行った。

かかる情勢に財務省は二十七日総額二〇七億ドルに及ぶ史上最大の借替案を発表、国債長期化政策の継続と現在の金利水準への順応の動きを見せた。右借替案は二月十五日満期債務証書(二%、一億ドル及び三月十五日満期中期債(一%、四億ドル)を二%債務証書及び二%長期債(七年九カ月)へ

の選択借替を行うと共に、六月十五日満期長期債(二%一年)五八億ドル、同日期限前償還長期債(二%一年)一〇カ月、一九五五年満期)一五億ドル、及び同長期債(二%一年)一カ月、一九五六年満期)六・八億ドルの三銘柄を前記二%長期債へ借替ることを内容とするものである。財務省では国債発行及び借替が金融市場の攪乱要素ともなることに鑑み、昨年九回に及んだこの種操作を本年は前後四回程度に纏める意向であつたが、市場軟調を利用して右のごとく巨額の借替を試みたものと伝えられる。

金融市場緩慢の原因は主として景気後退の進行を阻止せんとする連邦準備制度の信用政策に帰せられているが、これを反映して年初来銀行貸出金利引下げの噂が頻々と聞かれ、一九三五年来徐々に上昇を続けた優良事業貸出利率も三%の現水準をいつまで続けようか問題であるとする向も生ずるに至つた。尤も連邦準備制度は国債売操作を行つていること、漸次納税資金の需要も予測されること等により、金融市場も目先若干の引締りを見せるとも推測されている。

(3) 景気対策と景気の動向

アイゼンハワー大統領は現在の景気下降傾向が主として在庫高の調整に基因するものとし、信用機構が健全かつ強力であり、民間経済活動が自己調整機能を有すること等を挙げてかかる下降傾向はやがて克服されるものと見、米國経済の動向に絶大な信頼を示しているが、反面、大統領は万一の不況に対して租税、保険、公共事業その他必要な措置を用意し、総合的な信用政策を大胆に推進する旨を明言し、とくに昨年来連邦政府主要事業に関する大なる総合的長期計画を立案しつつあることを明らかにした。然しながら、これについては政府の見透しは余りにも樂觀に失する嫌があるとする見解も多く、大統領の展開した政策が果して景気を維持し、不況を未然に防止するに足りるものであるか、或はこれら政策が議会の承認を得て充分具体化され得るか等にはなお問題が残されているようであり、各方面の注目するところとなつてゐる。

この間ゼネラル・モーターズでは一五億ドルにも及ぼうという大なる投資計画を発表、これを好感した株式市場は、他に、配当に対する課税の調整、高率配当の発表等好材料もあつて二十六日工業株三〇種平均二九二・八五ドル、出来高二

経済情勢調査(その三)

一二万株と活潑な動きを見せた。しかし景気は一般に引続き低下の傾向を示しており、鉄工業生産指数(一九四七—四九年基準)は十二月二七(推定)従来の最高は五三年五、七両月の一三七)のあと下押気味に推移したものと見られている。労働省発表の失業者数も十二月一八五万人の後をうけ、月間更に自動車、鉄道、航空機等の諸部門で解雇の発表があり、二三六万人に達したと伝えられる。

鉄鋼生産は稼働率七五%程度で新規受注も思わしくない模様であり、競争の激化しつつある自動車業界ではハドソン、ナッシュ両社が合併し業界第四位のアメリカン・モーターズ社が設立され、中小メーカーへの圧力が更に加重するものと見られている。

アメリカ主要経済指標

	一九五一年		一九五二年		一九五三年		一九五四年
	六	十二月	十月	十一月	十二月	一月	
消費者価格指数(一九四七—四九二〇〇)(1)	一一二	一一三・四	一一四・一	一一五・四	一一五	一一四・九	一一五
工業生産指数(一九四七—四九二〇〇)(2)	一一〇	—	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三
個人所得 (一〇億ドル)(3)	三五四・三	二六八・一	二八〇・六	二八七・二	二八五・九	二八四・七	二八五・九
就業者数 (千 人)(4)	六、〇〇五	六、五七三	六、五九九	六、四四三	六、四二五	六、〇七四	五、七七八
失業者数 (千 人)(5)	一、八七九	一、八二八	一、四二二	一、一六三	一、四二八	一、八五〇	二、三九九
新築高 (百万ドル)(6)	二、五七五	二、六六三	二、七四四	二、八四一	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九二二
輸 入 額 (千 万 円)(7)	九二四	八六一	一、〇五三	八二二	八四八	九二二	—
輸 出 額 (千 万 円)(8)	一、二五三	一、二七	一、三九一	一、四四九	一、四四一	一、三三六	—
製造業在庫 (千 万 円)(9)	△	—	△	△	—	—	—
製造業売上高 (千 万 円)(10)	三、二〇五	—	四、一九〇	四七、〇四四	四六、八九九	四六、七一九	—
卸売物価指数(一九四七—四九二〇〇)(11)	一一四・八	—	一一四・七	一一四・七	一一四・七	一一四・七	—
株 価 指 数 (一九三九—二〇〇〇)(12)	一八四・九	一一一・三	一〇九・六	一一〇・二	一一〇・八	一一〇・一	一一〇・八
百貨店売上高指数(一九四七—四九二〇〇)(13)	一一〇	一一一	一一五	一一〇	一一三	一一三	—
現金流通高 (百万ドル)(14)	二九、〇三六	二九、〇二六	三〇、四三三	三〇、三九六	三〇、八〇七	三〇、七八一	—
要求払預金残高 (千 万 円)(15)	九八、三三四	九四、七五四	一〇一、五三八	一〇〇、三〇〇	一〇〇、一〇〇	一〇一、三〇〇	—

(備考) (1)労働統計局調査、(2)連邦準備制度理事会調査、調査分月平均、(3)商務省調査、(4)国勢調査、十四歳以上の労働者、季節的調整なし、(5)商務省および労働統計局調査、(6)商務省、陸、海軍調査、(7)国勢調査、(8)国勢調査、(9)労働統計局調査、(10)労働統計局調査、(11)労働統計局調査、(12)証券取引委員会調査、普通株二六五種平均、(13)連邦準備制度理事会調査、未調整分、(14)国庫および連邦準備銀行手持分を除く、月中平均額、(15)銀行間預金および政府預金を除く、各月最終水曜日残高、※推定 △改訂

アメリカ主要商品および株式相場

食料	一九五〇年		一九五一年		一九五二年		一九五三年		一九五四年		備考
	六 三 十 日	六 二 十 九 日	三 十 一 日	三 十 一 日	三 十 一 日	二 十 七 日	三 十 一 日	二 十 九 日	二 十 九 日		
小麦(一ブツシエル)	二・三三五	二・四四六	二・八八三	二・五五七	二・二五五	二・三二二	二・四三三	二・四三三	二・四三三		
玉蜀黍(シ)	一・七六六	一・九四八	二・一九八	一・八七六	一・八五九	一・八四三	一・八四三	一・八二二	一・八二二		
ライ麦(シ)	一・七四九	二・〇六八	二・二四	二・二九	一・六一	一・六八	一・六八	一・七三	一・七三		
燕麥(シ)	一・一三三	〇・九三三	一・一五	一・〇七	〇・九三	一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一		
小麦粉(一〇〇ポンド)	六・〇五	六・二五	六・四〇	六・三五	六・三〇	六・九〇	六・九五	六・九〇	六・九〇		
サントス(セ一ポンド)	六・一五	六・三五	六・五〇	六・四五	六・四〇	七・〇〇	七・〇五	七・〇〇	七・〇〇		
コーヒー(セ一ポンド)	四・九	五・三	五・三	五・三	五・三	五・七	六・四	七・一	七・一		
パヒア・ココ(シ)	二・九・九	三・六	三・三・九	三・三・〇・五	四・二・四・五	五・〇・〇・五	五・〇・〇・五	四・八	四・八		
砂糖(シ)	七・七	八・七五	八・二五	八・六五	八・六五	八・六五	八・六五	八・六五	八・六五		
バター(シ)	五・九	六・八	八・三	六・七	六・六	六・六	六・六	六・五	六・五		
ラード(シ)	一・六〇	一・六九	一・五・四・五	九・四・五	一・七・二	一・八・二	一・八・二	一・八・二	一・八・二		
金	二二・七	一六・八	一五・四五	九・四五	一七・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二		
鉄(ドール)	四九・九四	五六・九九	五七・一一	五九・七五	六一・二五	六一・二五	六一・二五	六一・二五	六一・二五	ファイラデルフ イア	
ピレット(シ)	五三	五六・三	五六・三	五九	六二	六二	六二	六二	六二		
屑鉄(シ)	四二	四四	四四	四四	四〇	三三	三三	三三	三三	ピッツバーグ	
電気銅(セ一ポンド)	二二・三	二四・三	二四・三	二四・三	二九・〇	二九・〇	二九・〇	二九・〇	二九・〇		
アルミニウム(シ)	一七・三	一九	一九	二〇	二二	二二	二二	二二	二二		
アンチモニー(シ)	二六・二八	四三・八	五一・八五	三六・四七	三六・四七	三〇・四七	三〇・四七	三〇・四七	三〇・四七		
鉛(シ)	一一	一七	一九	一四	一三	一三	一三	一三	一三		
水銀(七六ポンド)	七五	二二五	二二二	二二八	一八五	一八八	一八八	一八九	一八九		
亜鉛(セ一ポンド)	一五・七二	一八・二五	二〇・二八	一三・三三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇	一〇		

海峽錫(ド一ポンド)	〇・七八 $\frac{1}{2}$	一・〇六	一・〇三	一・二二 $\frac{1}{2}$	〇・八六	〇・八五	〇・八五
織維							
綿花(セ一ポンド)	三四・七九	四六・〇六	四二・七五	三三・六	三三・六五	三三・七五	三四・八
プリント(セ一ヤード)	一五 $\frac{1}{2}$	一七 $\frac{1}{2}$	一六	一五 $\frac{1}{2}$	一四 $\frac{1}{4}$	一四	一三 $\frac{1}{2}$
その他							
ゴム(セ一ポンド)	三一 $\frac{1}{2}$	六六	五二	三四	二二 $\frac{1}{2}$	二〇 $\frac{1}{2}$	二一〇
皮革(セ一)	二五 $\frac{1}{2}$	三六	二五	一八	一五 $\frac{1}{2}$	一四 $\frac{1}{2}$	一四
原油(ド一バレル)	二・五一	二・五一	二・五一	二・五一	二・七六	二・七六	二・七六
株式市場							
工業株(三〇種平均)	二〇九・〇八	二四二・六四	二六九・二三	一九一・九	二八〇・二三	二八〇・九〇	二九二・三九
鉄道株(二〇種平均)	五二・二四	七二・三九	八一・七	一一・二七	九七・六八	九四・〇三	一〇一・八一
公共株(一五種平均)	四〇・六四	四二・〇八	四七・二二	五二・六	五一・九四	五二・〇四	五四・〇九

(備考) 特記したものはニューヨーク標準相場

(4) 農業政策

頃来の米國農産物の過剰生産は農産物価の低落、農家所得の減退を招来、比較的好調を持続した米國經濟における最大の弱点として緊急にこれが対策を講ずべき必要は各方面から指摘されていたところ、先般発表された農業教書ではアイゼンハワー大統領は戦時体制的農業生産を平時的需給均衡に移行せしめるべく、その過程において政府の干与を漸減し生産者の主導性を回復する意図を示している。かかる方針の下に烈しい論議の対象であつた屈伸価格支持制度の導入を確認し、一九四九年農業法に対する修正法は予定通り本年末をもつて廃止するよう勸告した。右の修正法は小麦、玉蜀黍、棉花、落花生について一九五五年末まで新平衡価格(一九四九年農業法によつて規定されたもので、旧平衡価格を下廻るといわれていたもの)の適用を停止し、右四品目に煙草、米を加えた六品目につい

て一九五四年度産のものまで九〇%の固定支持価格制度を適用する旨規定したものであつた。右修正法廃止後は一九四九年農業法が全面的に適用されることとなるが、その場合一九五六年以降全面的に新平衡価格が適用され、一九五五年産農産物以降新支持率が採用される。而して同法によれば基本農産物について農民は作割割当、販売割当に協力する場合にのみ価格支持を受けるのであるが、小麦、玉蜀黍、棉花、落花生については七五—九〇%の価格支持水準表が適用され(米はこれらから除外されている)煙草については九〇%の支持が与えられる。その他の農産物については農務長官が最高九〇%まで支持し得ることとなつてゐる。かかる新方式は政府負担を軽減するとともに農民に対して需給状態に適した生産目標を与えるものであるが、これが効果を十全ならしめるために現在の過剰農産物処理の方策が示されている。即ち商品金融会社(C・C・C)手持農産物のう

ち二五億ドル相当分を別整理して市場から隔離し、学校給食、災害救済、戦時備蓄等に充てることとし、また対外援助計画の一環として一〇億ドル相当の農産物を向う三年間に亘つて使用することとし、五五年度分として三億ドルの支出が要請されている。この農産物は商品金融会社保有分をもつて充当される予定である。更に海外市場の拡大について、各国政府当局と協議し、また使節派遣によつて食糧及び繊維の貿易拡大の可能性を検討するよう準備が進められている。これらの措置と並んで大統領は商品金融会社の借入限度現在六七・五億ドルを八五億ドルに引上げ、その運営に余裕を与えるよう勧告した。これについては議会は直ちに検討を開始し、すでに二十七日上院農業委員会を通過したと伝えられる。

議会はまた昨年十月農務省の決定した五四年産棉花の作付統制面積一七・九百万エーカーに関し、統制限度を二一・四百万エーカーに引上げる法案を検討していたが、二十一日両院妥協案が上院を通過した。

なお対外経済面では月央ソ連向バター等の輸出申請をめぐつて対ソ連貿易の成行が注目されたが、結局バターに関しては安値に過ぎるといふ理由で申請が却下されたものの、スタツセン対外活動本部長官は中共及び北鮮を除く対ソ連貿易の緩和を言明、ランドール委員会の報告と同様な動きを見せた。

#### (5) 対外経済政策

かねて注目されていたランドール委員会の報告は二十三日大統領及び議会に提出された。これは大統領も言明している通り今後の米国対外経済政策の基調をなすものと見られているが、その内容は各国協力し貿易の自由化、拡大を促進するという観点から、対外援助、関税及び貿易政策、対外投資、東西貿易、通貨の交換性回復等の諸問題に亘り各種の勧告を織込んである。

報告はまずドル不足が対外援助をもつて解決されるものではないことを明らかにしてとくに経済援助打切り、軍事援助供与の厳格化の必要を明らかにした後、互恵的方式の下に米国品優先購入措置の適用を緩和し、関税率体系及び関税行政を簡素化して輸入の障害を除去し、更に互恵通商協定法を三年間暫定的に延長しつつ、この間に多角的通商協定に基づく現行関税率の一五%引下(各年五%づつ)等若干の関税引下権限を大統領に附与する等、輸入増大の措置を示している。ま

た対外援助打切りに代るものとして海外投資促進が挙げられ、これに対する税法上の優遇措置、更には現行の投資保証計画を延長し、かつ戦争、革命、暴動等の危険に対し保証範囲の拡大が勧告されている。

同時に東西貿易については各国の要望を考慮し、中共及び北鮮に対する禁輸を条件として安全保障に支障のない西欧、対ソ連ブロック間の貿易増大を黙認することとし、これと並んで対外援助物資輸送においても、積荷優先法を廃止する様勧告した。

最も注視されていた通貨の自由交換性回復については、右報告が現在の通貨交換性に課せられた制限は単にインフレーションの進行とか、為替レートの不適當とかの結果ではなくして戦争に基づく構造的、かつ長期的な性格を有するものとし、漸進的に克服すべき問題であるとの見解を明らかにした。従つて報告によれば通貨の交換性回復に際しては国内経済強化等の前提を充足する必要があるが、一旦回復の暁には交換可能通貨が多角貿易の均衡、発展に大きな貢献をなすものとみている。とくに英ポンドの交換性回復に必要な英国の金ドル準備の強化に関連して国際通貨基金の資力利用期間の延長と平価維持規定の緩和に期待し、また連邦準備制度が外国中央銀行に対しスタンダード・バイ・クレジットの取極を行い或はクレジット・ラインを設定することを考慮するよう勧告したことが注目される。

以上本報告の諸勧告は大統領がこれと前後して自由世界における健全にして自由な貿易及び支払の機構に言及し、或は貿易・関税政策の進歩性、一貫性、安定性についてのべたとと合致したものと見られる。しかしながら海外諸国においては米国のグッド・クレジターとしての政策の展開を期待していただけに、本報告の内容に必ずしも満足しているといえないようである。例えば対外援助打切り或は域外調達等の削減の後に依然として持続する潜在的なドル不足に対しては各国が自らの努力によつて国内経済を強化し、貿易を均衡、拡大せしめる必要を強調するに止まり、関税政策についてもペリル・ポイント及びエスケープ・クローズを存続せしめ、現行関税率も決して高きに失するものではないとして、各国側の適切な政策を俟つという態度を示している。或は対外投資に関しても受入国側における独占禁止措置等の受入体制整備を求めていること、米国品優先購入

措置の緩和においても米国人が同様の取扱を受ける場合にのみ認めることとして  
いること等も各国の期待に充分応えたものと言えないところであり、国際商品  
協定ないしは緩衝ストックの設置に反対していることも関係各国の重視するこ  
ろとなつてゐる。

勿論かように尠からぬ批判があるにせよ本報告に盛られた貿易自由化政策は一  
般的にいって歓迎されており、また本報告の提出直後大統領は報告の線に沿つて  
その対外経済政策を策定しつつある旨言明したが、この報告には二十六日少数意  
見を発表したリード、シンプソン両委員をはじめ委員会内部にも反対する向があ  
り、議会筋においても激しい批判が見受けられる。とくに低賃銀とダンピングと  
の関連については単に輸出国の一般賃銀水準が低いというのみを以てダンピ  
ングと見るべきではないとしている点に対し保護貿易派の反対は極めて強い。問  
題は本報告の結論が果してどの程度まで実現せられるかであるが、景気後退の進  
展如何によつては本報告に基づく法案がそのまま議會を通過することは余り期待  
しえないとする向もある。

#### 四、西欧諸国

##### (1) ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体における鉄鋼価格を繞る諸問題

越年後の世界鉄鋼市況は依然好材料に乏しく、アメリカの業界に於ても下期の  
好転を期待する商社筋の見解に対して、メーカーの予想は極めて悲觀的であり、  
ストライキの如き突発事件の発生を見ぬ限り、操業度(現在は約七五%)の上昇は  
不可能と見られている。従つてアメリカの鋼材の輸出市場進出に伴つて本年度の  
輸出競争は益々激化するものと考えられるのであるが、こうした状況を背景にし  
て共同市場外諸国に対するヨーロッパの鉄鋼輸出価格協定は再度改訂を見、六日  
以降次の如き新価格が実施されることとなつた。

ヨーロッパの鉄鋼輸出に対する協定価格

(積出港渡しFOB、トン当りドル建)

	新 価 格	旧 価 格
棒 鋼	八二	八〇
型 鋼	八二	八〇
鋼 索	八四	八二
軌 条	八四	八二

今回の改正については、トン当り二ドルの引上を行つた点が注目される。これ  
は十二月の引下が一月間を限る暫定措置として実施された事情から、或程度予  
想されたことではあつたが、価格引上の理由としては①市況の前途に対する一応  
の樂觀的見透と②価格の引下に追隨し得ない圈内弱小メーカーに対する配慮とが  
指摘されている。然しながら激化する輸出競争場裡にあつて市場を確保する為に  
は、今後共価格の引下は不可避と見られており、一方カルテルの統制を維持する  
為には、罰則の強化と弱小業者の保護に努力せねばならない状況にあり、カルテ  
ルの永続性については少なからぬ疑問が示されている。前回の改正に於てはベル  
ギー業界の意見によつて、個々の取引にCIF価格の採用が認められることにな  
り、最高機関も又これを許可したと伝えられているが、運賃負担の大小は個々の  
交渉によつて決定せられるものであり、従つて協定価格に弾力性を与えるとい  
う点にその意義があると見られていたが、こうした前回の改正は価格の引下とカル  
テルの統制維持という二重の困難に対する一つの解決策とも考えられるわけであ  
り、今回の引上についてもこの間の事情は変らない。一方カルテル強化の措置と  
して各企業の帳簿検査と罰金徴収の為に新たに会計検査局が設置される(所在地  
はスイス)とも伝えられている外、イギリスの鉄鋼商社との協調についても種々  
協議が行われている模様である。しかし協定違反に対する罰則は未だ一回も適用  
を見るに至らず、統制の強化には尚種々の困難が予想されており、又トン当り二  
ドル内外の引上によつては弱小企業の保護にどの程度の効果をあげ得るかは依然  
問題と見られている。

共同市場内部の価格問題は更に複雑である。前月末に於る最高機関の発表に示  
された如く、共同市場内部の屑鉄価格は三一・五ドルから二八・五ドル(トン当  
り)に引下げられ十五日から実施されたが、従来兎角非難的となつていた屑鉄  
共同購入販売機構については、暫定的設立期間(一ケ年)の満了に伴い三月末以降  
に於る存続の可否が問題となつており、十四日からブラッセルで開かれた屑鉄消  
費者の会合に於ても種々検討が加えられた。

然しながら、最も重大な変化は、鉄鋼価格に伸縮性を与えた最高機関の措置で  
あり、価格表記載の基準価格の適用に対しては八日以降上下各二・五%の幅が許

容されることとなつた。従来も屢々述べた如く市場内の単一価格制度には多くの批判があり、特に西ドイツの業者は無差別の原則により個別価格の成立が不可能となつた点を指摘して、自由競争を阻害するものであると主張し様々な論議的となつてゐるが、最近の市場内取引については基準価格を下廻る闇価格の存在が取沙汰される等新たな問題が表面化するに至つた。一面から見ればこうした問題は、共同市場に於る価格制度の運営に際し自由競争の原則が必ずしも十分に貫かれなかつたことに基因するものであり、共同市場の開設に際し、各企業により別個に提示され夫々相異した水準を示すべき価格表が、従来の協定制度を反映して各国毎の統一価格として発表されたこと並びに前述の如く価格表の部分的変更が不可能な為、価格体系の変更にも多くの制約が伴ふこと等の事情から、市場内価格固定化の傾向が濃化した。従つて現在の価格制度から推測して、その背後に業者間の価格協定が存在するという主張も一概に否定できないわけであるが、固定的な市場内価格は、其後数次に亘る輸出価格の引下によつて当初の関係を逆転し、輸出価格を上廻るものとなつており、闇価格の存在が噂されるに至つたわけである。今回の改正はこうした事情に対する最高機関の措置として重要な意義をもつものであるが、共同市場運営の根本にふれる問題であるに今後の影響に大きな関心が集まつてゐる。

一方懸案の長期投資計画については十四日からストラスブールで開かれた総会に於て最高機関提出の草案(投資委員会作製、八日発表)を承認した。その内容は次の五項目から成り、特に鉄鋼価格の引下と増産によつて雇傭水準を維持し労働条件の改善を達成することを強調しているが、増産と合理化の前提となつてゐる新市場開拓の見透に関する最高機関の樂觀的な態度に対し、相当批判的な意見が表明されたことは注目に値する問題である。殊にベルギーに於ては、最高機関の政策には市場問題の解決を保証するものがなく、こうした態度が続けられる限り、共同体は遠からずその限界に到達し、超国家機関設立の意義は失われるであろうという意見が強く、最近の共同市場に於るソ連製銑鉄の進出状況——市場内価格以下で供給される為、フランス、ベルギーの業界は最高機関に対し、非加盟国からの銑鉄輸入を禁止する様に要請したと伝えられる——等から見ても、前途

は決して樂觀を許されない様である。

ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体に於る長期投資計画(要旨)

- (1) 石炭の増産——設備の近代化により年産二〇—二二百万トンの引上を実現する。
- (2) 住宅建築——四—五年間に一〇〇千戸の労働者住宅を新設する。
- (3) 火力発電設備の近代化。
- (4) コークスの増産——年間九—一〇百万トンの増産を目標とする。
- (5) 鉄鉱石の増産——鉱石採掘設備の近代化により年産六二百万トンから八〇百万トン程度に引上げる。

(2) 英連邦蔵相會議と英国經濟の動向

英国の金ドル準備は一月中二五百万ドル増加して、月末残高は二、五四三百万ドルとなつた。右増加はEPUに対する支払四百万ドル、その他地域に対する受取超過一四百万ドル、米國援助一五百万ドルによるものである。なお一月中の対EPU収支は一三百万ドルの赤字(内金ドル受領分六・五百万ドル)であるがオランダからの戦時借款の償還金受取三五百万ドルを控除すれば二百万ドルの赤字となり、ポンド地域物資の輸出期にもかかわらず西欧諸國との収支は好転してゐない。

昨年十二月中の貿易収支は輸入(cif)二八一・六百万ポンド、輸出(fob)二二二・二百万ポンド、差引入超四九・四百万ポンドで、前月比輸入は九・四百万ポンドの増加に対し、輸出は一六・七百万ポンドの減少となつたため入超額は再び増大し、十月(四二・九百万ポンド)と略同額になつた。而して昨年中の貿易収支は次表の如く一昨年に比し輸出は三八・四百万ポンド(一・四%)の減少(内輸出は変わらず、再輸出が減少)を示したが、これに反して輸入が一三四・一百万ポンド(三・五%)の減少となつたため差引入超額は九五・七百万ポンド(二二%)方の改善となつてゐる。昨年中の貿易については最も著しい特色はドル地域に対する輸出の増加で、輸出額は三八六百万ポンドと一昨年に比し一四%の増加となつてゐる。更に同地域からの輸入は一昨年に比し一二%の減少となり、英国のドル地域に対する貿易収支は著しい改善の跡をみせてゐる。

経済情勢調査(その三)

英国の年間貿易収支 (単位 百万ポンド)

	一九五三年	一九五二年	前年比増主減(%)
輸出	二、六八七・四	二、七二五・八	(-) 三・八・四
輸入	三、三四四・九	三、四七九・〇	(-) 一・三・四・一
入超	六五七・五	七五三・二	(-) 九・五・七

昨年十二月三日から交渉が続けられていた日英貿易金融会談は本月二十九日遂に妥結に至った。今回の会談では日英一般支払協定を一部改訂したほか、本年一―十二月の貿易見通しを作成し、日本とポンド地域との間の年間ポンド収支を輸出入とも二〇九・五百万ポンド(貿易外収支を含む)で均衡させることを申合せ、その実現をはかるため英国側の対日輸入制限を大幅に緩和することを決定したが、日本の当面するポンド不足に対処するポンド金融措置は原則的な了解に止り、その具体的検討は今後に持越された。これによつて今後日本とポンド地域との間の貿易はかなり伸張するものと考えられるが、その円滑な進展を図るためには、今回の会談の具体的な対象とならなかつた自治領諸国との個別的な貿易折衝が必要とされる。なお日英一般支払協定の一部改訂により、円・ポンド取引にドル・ポンド間の実勢レートを適用する措置をとつたことは一見わが国の輸出増大に資するものとみられるものゝ、英国側の対日貿易に対する自信の程を示したものととして注目されよう。

英連邦蔵相会議は英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インド、パキスタン、セイロン、南ア、中央アフリカ連邦九カ国蔵相参加の下に八日より十五日までシドニーで開催、会議はオーストラリアのメンジース首相の司会により進められた。今回の会議は、当局の発表によれば一九五二年末に開催された英連邦首相会議以後約一カ年間における連邦諸国の経済的進展を確固たらしめ、これをさらに発展させ、世界の繁栄に寄与せしめるために開催されたもので、米国の景気後退の可能性も考えられる今後の世界貿易の見通し、これに伴う英連邦の経済力強化、英連邦の紐帯強化がその中心議題となつたが、本会議中発表された諸声明、最終コミュニケ等によつて、その具体的内容を見るに大略次の如くである。

(イ) 連邦内諸国開発問題

ドルを節約し更に進んでドルの獲得をはかる連邦内資源開発は先の連邦首相会議以来一貫してとられてきた政策であるが、今回更にこれを強力に推進すべきことが確認され、開発実施の際の最大の障害とされている投資資金供与の面において必要な条件緩和が行われた模様である。従来とも英国は開発資金調達の中心的地位にあり、昨年中一〇二〇百万ポンドの資金をロンドン金融市場を通じて供与してきたのであるが、その場合直接国際収支の改善に寄与する開発計画に対してのみ承認を与えてきたのを今回この条件を緩和し、国際収支の改善を従来より広く解釈して資金供与の便宜を図ることとなつた。勿論投資資金量についても限度があり、またその裏づけとなる原料、設備の供給についても多くの問題があるが、この条件緩和によつて直ちに開発計画が進展するとは考えられないが、現にパトラー蔵相がオーストラリア、ニュージーランド、南ア等からの借款申込に対してその審査方針を緩和すると言明しており、開発問題は一步を進めたものといえよう。

(ロ) 貿易支払問題

多角的貿易、支払制度の拡大、輸入制限の緩和、その漸進的な廃止ならびにポンドその他の主要通貨の交換性回復は世界経済を「援助でなく貿易」という基礎に立つて均衡させるための債権債務国双方の協力によつて可能であることを確認し、そのためにはポンドに対する信認の増大、ポンド地域諸国の経済力強化と経済の弾力性の増加が必要であるとし、先の連邦首相会議において示された諸条件が完全に実施されることを期待している。また貿易拡大のための具体的な方法として「従来ドル貨の獲得に重点がおかれたが、今日ではその他の非スターリング貨の獲得も同様に必要である」としてドル地域以外の非ポンド地域との貿易拡大についてもドル地域に対すると同様重視するという態度を示したのは、一面対ソ連貿易に対する期待も持たれている如くであるが、何れにせよ英連邦諸国の貿易政策の転換として注目されよう。また、会議中英連邦特惠制拡大の提案が行われたのに対し、これは否決されたと伝えられるが、連邦内貿易の拡大について過去二年間に亘つて実施された輸入制限策を連邦間についてはできるだけ速かに撤

廃することとなつた（オーストラリヤは四月より対英輸入制限を大幅に緩和すると伝えられている）。なおガットとの関連の問題については今回は特に問題とされずガット条項の再検討を行う前に連邦諸国は協議することに決定した模様である。

(ハ) 諸外国および国際機構との協力問題

前項にもみられる如く貿易の拡大を図るためには他国および国際機構との協力の用意のあることを明らかにしているが、会議開催中伝えられた米国大統領の一般教書が貿易、支払の健全かつ自由な制度の必要なことを強調しているのに賛意を表明し、ランドール委員会の報告に基き大統領が議会に対して行う勧告に期待している。更にGATT、IMFについては規則、手続、組織について検討の余地のあることを認め乍らも、これら国際機関の役割が今後益々重要なものとなるものであると示し、EPUに対しても深い関心を示し、交換性の回復問題とEPUに代るべき一層広範な貿易支払制度についてのOEECの検討を注目している。

次に国内経済事情についてみるに本月初め発表された四月十二月財政収支実績は次表の如く、経常歳入二、五四二百万ポンド、経常歳出三、〇八八百万ポンド、経常勘定収支尻五四六百万ポンドの赤字であり、これに資本勘定純支出二八三百万ポンドを加えれば総収支において八二九百万ポンドの赤字となつてゐる。而して経常歳入は税収の減少、特に利潤税、超過利潤税(EPT)の減少を主因に前年同期に比し七〇百万ポンドの減少となつており、反面経常歳出も四九百万ポンド減少したが、経常勘定収支尻では二百万ポンドの悪化を示している。しかし資本勘定純支出は地方公共団体に対する貸付減少を主因に前年同期に比し一四三百万ポンドの減少となり、総収支において一二二百万ポンドの改善を示している。その後本年に入つてからは税収の進捗により赤字は漸減し一月十六日現在経常勘定の赤字二五八百万ポンド、資本勘定の赤字三一八百万ポンド、総収支において赤字は五七六百万ポンドに減少し昨年同期に比し一三八百万ポンドの改善を示している。

なおパトラー蔵相は業者のかねてからの要望に答へ購買税の引下げを発表、六

日からこれを実施することとした。今回の引下げは総額において年間二百万ポンド見当で金額の点ではあまり問題がないが、その範囲が広いこと、特に宝石類、電気器具類に対する税率の軽減が行われたことが注目されている。

財政収支実績(四月—十二月) (単位 百万ポンド)

	本年度		昨年度	昨年度比 増(+)減(-)
	本年	度	度	
経常歳入	二、五四二		二、六一二	(-) 七〇
経常歳出	三、〇八八		三、一三七	(-) 四九
経常勘定収支尻	(-) 五四六		五二五	
資本勘定純支出	二八三		四二六	(-) 一四三
総収支	(-) 八二九		九五二	

更に金融情勢についてみればクリスマス週間ピークに達した通貨発行高(十二月二十三日一、六四〇百万ポンド)はその後順調に収縮し、一月二十日一、五四三百万ポンドとなり九月二日の水準に復した(昨年同期も一、五五〇百万ポンドから一、四五四百万ポンドへ略同額減少している)。一月に入つて各銀行共一九五三年下期の株式配当率を発表しているが、年間配当率を五大銀行についてみればウェストミンスター、ミッドランド両行の他は前年に比し一ないし二%方引上げられている。一般株価も高水準を維持しているが、税金の納入の集中する時期に入り、市中の金融情勢は相当引締つており、一月十四日にはデイスカウント・ハウスの英蘭銀行からのペナルティ・レートによる借入れが行われた程である。

本月末発表された暫定数字によれば昨年の英国の工業生産は年間としてこれまでの最高を示し、鉱工業生産指数(一九四八年=一〇〇)は一、二〇と五一年の一、七、五二年の一、一四に比し大幅の上昇となつてゐる。統制の緩和措置は引続き進められ本月一日よりマグネシウム、硫黄、黄鉄鉱の政府輸入による統制が撤廃され、四日からはロンドンの穀物先物市場が玉蜀黍、大麦についてその取引を開始するに至つた。更に食料の配給制撤廃もこの五月頃には確実とされ英国経済の明るい面として注目されている。しかし一方昨年から引続いて行われている労働攻勢は未だに解決されず、各方面からその成行きが注目されている。すなわち先

月二日二十四時間ストを行った造船機械工組合同盟の賃上問題は、本月に入り裁判官および労使双方よりなる審問委員会(Court of Inquiry)に持込まれ、労使双方の主張について検討が行われたが、近くその結論が出されるものとみられている。組合側としてもその結論が出るまで時間外労働、出来高払労働の拒否はこれを延期するという態度にでている。また一五〇(平均週二二シリング)の賃上げ要求中の国鉄関係労働組合は、本月二十一日英国運輸委員会から六〇の賃上げ(週七ないし一〇シリング)の回答を受けこれに対して不満の意を示している。この引上案実施による当局の支出増加は年間七百万ポンドとされている。炭鉱労働組合は、二十一日石炭庁から週当り坑内夫八シリング六ペンス、坑外夫七シリング六ペンスの賃上げ案(要求は坑内夫二三シリング、坑外夫二二シリング)を受けつつたが、この引上げ案実施による当局の支出増加は年間九・五百万ポンドとされている。更に英国の労組中最も戦闘的とされる電気産業労働組合は調停を拒否し一五〇の賃上げ要求貫徹のため十一日から一週間各地でゲリラ・ストに入り、十八日には二十四時間ストを実施し、今後更にゲリラ・ストを続行する態度にでている。これに対し経営者側は一部工場閉鎖によつて対抗している。

(3) フランスにおける物価割高是正策の再検討

十二月中旬に国民議会を通過した一九五四年度予算案は、其後参議院に於て討議が重ねられてきたが一般行政費の一部(公共事業費等)について若干の紛糾を見、参議院は六日これを修正して可決、国民議会は直ちにこの修正を容れて、十

最近の貿易収支

	ドル地域	ポンド地域	OECD地域(除ポンド地域)	其他	合計
輸入 十二月(前年同月)	一一、一八八 (一一、六四七)	二五、一一一 (三五、一三六)	三六、四八八 (三三、二七三)	一一、八八三 (一一、九九三)	八七、六八〇 (九五、〇四九)
輸出 十二月(前年同月)	七、一八七 (七、四二六)	一一、二四六 (一一、三六六)	四〇、五七三 (四一、九三六)	一七、五〇〇 (一四、九九九)	七六、五〇六 (七六、七二七)
入出超 十二月(前年同月)	(-) 五、〇〇一 (-) 五、二二二	(-) 一一、八七五 (-) 一一、七七〇	(+) 四、〇八五 (+) 八、六六三	(+) 三、六一七 (+) 一、〇〇六	(-) 一一、一七四 (-) 一八、三二二

(単位 百万フラン)

二月末日附を以て新年度予算の成立を見るに至つた。——(註)一日以降の審議はすべて十二月三十一日の日程として行われた。——かくして議会は一九五三年の会期を終了して休会に入りラニエル内閣は最大の使命を果すことが出来た。これより先ラニエル首相はコテイ新大統領の就任と下旬に行われるベルリン会議の日程とを顧慮し、オリオール大統領に辞表を提出したにも拘らず、新旧大統領に辞表を却下された為、予算審議の終了に引続いて特別議会の召集を要請しベルリン会議に臨む外交政策につき承認を求めて、信任を得、ベルリン会議終了迄暫定的に政権を担当することとなつた。

この間に於ける一般経済情勢は引続き一応の上昇を示している。九月来上昇を続けた生産は十二月も又漸増を示したが、輸出は再転じて減少を記録し、又一月に入つてからはEPU収支が顕著な改善(月中赤字一・八百万ドル、累積債務九二二・六百万ドル)を示したにも拘らず物価は卸売小売共十一月来の上昇傾向を保持している。

最近の主要経済指標

	十一月	十二月	一月
卸売物価指数(一九四九年=一〇〇)	一三七・四	一三八・〇	一三八・六
小売物価指数( )	一四一・三	一四二・二	一四三・二
生産指数(一九三八年=一〇〇)	一四三・〇	—	—

一九五三年の貿易収支

(単位 百万フラン)

	ドル地域	ポンド地域	OEEC地域(除ポンド地域)	其	他	合 計
輸入	一九五三年 (一九五二年)	一六七、六〇一 (二一五、二八九)	四一六、七四三 (四三四、三八〇)	三四七、八九七 (三八九、七八二)	一六〇、六九六 (一九二、一三四)	一、〇九二、九三七 (一、二三一、五八五)
輸出	一九五三年 (一九五二年)	九七、二一九 (七七、〇六八)	一四二、四六六 (一五二、八五二)	四六六、六三〇 (四一七、七九一)	一八〇、〇七八 (二七〇、四一一)	八八六、三九三 (八一八、一二二)
入出超	一九五三年 (一九五二年)	(-) 七〇、三八二 (-) 一三八、二二一	(-) 二七四、二七七 (-) 二八一、五二八	(+) 一一八、七三三 (+) 二八、〇〇九	(+) 一九、三八二 (-) 二一、七三三)	(-) 二〇六、五四四 (-) 四一三、四六三)

尤も一面に於ては、闇為替並びに自由金相場の微落等、一応の小康状態を示す傾向も認められるが、物価の割高を是正し輸出の拡大を図るには尚多くの困難が予想されており、これが是正の要望はようやく強くなりつつある模様である。フオール蔵相は八日声明を発表し、予算審議終了後に於る政策の重点が物価対策に集中さるべきことを強調し、次いで、十二日には経済省内部に割高是正策の検討を目的とした特別委員会が設置され、三月一日迄に結論を得ることを予定して先づ割高事情の解明に努力しているが、最大の注目を集めたのは、七日の国民議会(外国貿易委員会)に於て表明されたアンドレ・ユグ議員(急進社会党)の見解である。

即ち輸出増進策として、同議員は先づ①輸出補助金制度の強化、②優先外貨制度の改革、③商船隊の拡充、④貿易省の新設、⑤輸出産業に対する金融の優遇、⑥輸入金融の緩和等一連の対策を提案した後、商品市場の再開とフランの切下が必要な所以を指摘した。商品市場の再開は特定の商品に対する先物取引を復活せしめることによつて貿易の自由化を拡大する途を開き、昨秋に於るOEEC理事会の要請に應ずる体制を整えんとすることを目的とし、予定地としてルアーブル(コーヒー、棉花)、ルーベエ(羊毛)、マザメ(皮革)、マルセイユ(バナナ)の各地をあげているが、三月一日迄に七五%の自由輸入を復活させる方法として急速な効果を期待せしめるものはフランの切下しかあり得ないと述べたことは特に注目する。

同氏の見解に従えば世界的な物価の下降傾向、特に主要原材料価格の低落と国内に於るインフレ気構一服の情勢とを考慮すれば、或程度の切下を行つても一九四九年当時の様な悪影響は排除し得るとも予想されるが、IMFとの摩擦を回避する為には一〇%程度の切下率が望ましいと判断されている様である。最近に於るル・モンド紙の論説も「交換性回復運動と関連して検討されていた従来の為替レート切下の構想は、ランドール委員会の報告、シドニー会議の結論等から見て交換性回復運動が下火になつたと見られる現状に於ては、交換性回復運動とは別個の単独の切下措置として考慮さるべきであり、現在はその好機である」と述べている。

前記割高是正委員会の研究によれば最近に於る輸出価格割高の程度は一五%内外と言われているので一〇%の切下が可なり有効であることは十分に予想されるが、問題はやはり物価賃銀反騰の程度如何にかかると見ざるを得ない。現在の小康状態下にあつてもパン価格の引上を求める関係業者の運動や、最低法定賃銀の引上(月額二〇、〇〇〇フランから二五、一六六フランへの引上)を答申した団体協約高等委員会の結論等、物価の上昇をもたらす要因は尚軽視し得ず、労働攻勢再燃の兆も窺取されることから判断すれば、フランの切下も政治的には依然難問題である。こうした見地から、安定の基礎を固め低物価政策を推進する為、フランス銀行公定歩合の再引下の論議も現われている。

(4) 西ドイツにおける税制改革の動向と為替管理の緩和

西ドイツにおける税制改革問題は、資本蓄積、資本市場育成の必要とからんで、既に久しい間論議の対象となつており、最近のエルハルトの言明等から、本年中に大税制改革が行われる見透しが濃くなつてゐる折柄、ヘッセン州財務大臣トレーガーの指導の下に過去二カ年に亘つて大税制改革の範囲と可能性を検討して来た連邦参議院の調査結果が昨年末発表された。同報告の重点は所得税と法人税の改正に置かれてゐるが、個人所得税の面では、課税の対象となる最低所得額及び妻に対する扶養控除額を各々従来の八百ドイツマルクから一千ドイツマルクに引上げ、年間収入八千ドイツマルク迄の所得者に対しては一七・五%、八千ドイツマルク以上一二千ドイツマルク以下の所得者に対しては二二・五%の固定税率を適用し、累進税率は年間一二千ドイツマルク以上の所得者に対して適用し、かつ課税率の最高を従来の八〇%から六五%に引下げることと提案してゐる。この新税率表では年収八千ドイツマルクから四〇千ドイツマルク迄の中間所得者に対する税の軽減が目され、一例を年収一五千ドイツマルクの勤労者にとると、その税負担は三分の一方軽減されることになる。又高額所得者の税負担も軽減されるが、その軽減率は年収一〇〇千ドイツマルク及び一、〇〇〇千ドイツマルクの所得者について各々二・一%及び一〇・六%となつてゐる。税制上の優遇措置については、所得税法七Bに依る住宅建設のための優遇措置を除き、資本市場育成法に定める証券利子収入の無税扱の廃止をも含めて、一切の優遇措置を廃止すべきことを説いてゐるが、最近蔵相シェフアーが内閣に提出した資本市場育成法改正案が、公債、証券に対する無税扱を停止することに依つて一般株式、証券との取扱上の不均衡を是正し、税収を確保すると共に資本市場の育成を企図してゐることとも考え併せて、注目に値するものと言えよう。又法人税については、従来の税率六〇%を四五%ないし五〇%に引下ぐ可きであるとしてゐるが、配当所得に対する二重課税の問題については、これを存続すべきであるとの見解を述べてゐる。

一月におけるドイツの貿易収支は依然好調を続け、出超額は一九三百万ドイツマルクに達し、EPUに対する累積債権も八六四百万ドルとクオーターを六四

万ドルオーバーしている。昨年末ドイツのEPUに対する累積債権がクオーターを超過した際、OEECは西ドイツの債権累積は不可避との見透しの下に、(1)累積債権削減の方策及び(2)西ドイツの輸出促進策改廃の二点について、ドイツ側の見解を本月末迄に提出するよう要求した。OEECとしては債権削減の方法として、西ドイツ側のドル輸入のEPU地域への転換、農産物輸入の自由化等を期待してゐる模様であるが、西ドイツ側の提案内容は資本及び財産振替取引の拡大と、自由化輸入標準の拡大にあると見られてゐる。

昨年末(十二月二十九日)に西ドイツの為替管理が緩和せられ、申出に依つて一九五三年十二月三十一日に於て一万ドイツマルクを越えない封鎖ドイツマルクの海外送金が可能となり、又一九五二年十二月三十一日以降生じた利息及び同日までに支払義務の生じた利息を含む五〇千ドイツマルク迄の外国人のドイツ人債務者に対する請求権は一括して債権者の居住国へ送金することが認められた。かかる一連の措置は、いずれも西ドイツのOEECに対する提案とも関連するものであるが、マルクの交換性回復への条件が熟しつつあることを裏書するものと解せられてゐる。輸出促進策改廃に関する西ドイツ側の回答内容は明でないが、貿易業界の一部では税法上の輸出優遇措置につき改正の余儀なきに至るのではないかと憂慮する向もあり、今後論議を生ずるものと見られる。なお本年初頭EPU地域からの自由化輸入枠が拡大され、食料品を除き略々一〇%が自由化されたが、下旬煙草、棉花、電機設備等をも含む二、〇〇〇品目に及ぶドル地域からの輸入の自由化リストが公表され、同地域からの輸入の三五%が自由化された。この自由化リストは旧輸入権制度のもとに認められた輸入品目リストを更に拡大したものである。

十二月の工業生産指数は前月より五・八%方低落し、一六八(一九三六年一〇〇)となつたが、一九五二年平均に対しては依然九%方上廻つてゐる。建築業は対前月比二〇%と顕著な低下を示し、失業者数も十二月末に一、五二四千人に達し、一月には一、六〇〇千人に増加してゐるが、消費財及び生産財部門の生産低下は各前月比九%、三%に止つており、景気の停滞は季節的原因に基くもので、今後再軍備及び政府の住宅建築計画に基く建築活動の活況に依り、生産は再

び上昇するものと楽観視されている。前月に引続き資本市場育成の問題、カルテル復活の問題が新春早々産業界の話題となつてゐるが、いまのところ資本市場育成法第二次法案が愈々大詰の段階に來たほか大きな進展は見られない。ただ従來カルテル法案(競争の制限に関する法律)に反対の意向を洩らしてゐたエルハルトが競争の制限に関する法律は、大税制改革が行われた後に取りあげらるべきであるとの見解を明にすると共に、本年半ば迄に大税制改革を実施するため全力を尽すと言明している点が注目されよう。なお本月初めにジーマンス・ハルスケ電機会社の七・五%利付工業債六〇百万ドイツマルクが市場で全額消化されたことが注目される。

#### 五、共産圏諸国

##### (1) ソ連第五次五カ年計画の実績と東西貿易の動き

三十一日ソ連中央統計局は第五次五カ年計画第三年目の一九五三年度遂行実績を発表した。右によれば工業生産計画は全体として一〇一%遂行され、工業総生産は前年度に比し一二%増で、うち主要品目の前年に対する増加率を見ると基礎資料の生産は鉄鉄九%(前年増加率一四%)、鉄鋼一〇%(同一%)、鋼板一〇%(同一%)、石炭六%(七%)、石油一二%(同一%)、電力一三%(同一%)と前年に比し若干減退を示しているに反し、消費財生産はシン二四%(同一%)、時計二二%(同九%)、肉一三%(同五%)、動物性油九%(同九%)、ビール一三%(同六%)と前年に比し若干増加している。一方農業は集団農場および国营農場における家畜数が増加したことが指摘されているが、これは昨年実施を見た農業増産措置の結果とも見られ注目されている。

なお勤労者数は前年の四、一七〇万人に対し四、四八〇万人と三一〇万人の増大を示し、また国民所得も前年に比し八%増加したといわれる。次に貿易額は一九五二年の二〇八億ルーブルに対し二三〇億ルーブルと前年に比し一一%、戦前水準の四倍増に達したという。

右の如く昨年における工業生産増加率は一二%(第五次五カ年計画の年平均増加率一二%)で依然として上昇を続けており、特に消費財生産は第五次五カ年計画において見込まれてゐる年平均増加率一一%をやや上廻り一二%に達している

が、他面消費財および食糧生産関係各省が商品の品質改善に対して十分な努力を払つていないことが指摘されている。政府は引続き消費財増産措置、国内商業の拡大のための努力を続けているが、このほど消費協同組合による委託販売店(コルホーズおよびコルホーズ員から農産物の委託をうけ販売する)が各地に開設され、都市住民に対し農産物の販売を行つており、価格もコルホーズ市場価格に比し一五—二〇%の低落を示していると伝えられる。またコルホーズ市場価格も農産物の流入増大の結果引続き低落を示している模様である。

西欧諸国における東西貿易拡大の動きは最近とみに活潑化し、各国使節団は相次いでソ連を訪問、目下、ソ連当局と交渉中と伝えられる。すなわちまず十六日にはエジプトの通商使節団が棉花と資本財のパートナー協定交渉のためモスクワを訪問、次いで十八日にはフランスの通商使節団がモスクワに到着、昨年七月調印を見た貿易協定に基づきさらに両国の貿易を拡大するための交渉を行つてゐると伝えられ、また英国は二十六日三十三名よりなる戦後最大の民間通商使節団をモスクワに派遣した。さらに来る二月七日には国連欧州経済委員会ミルダール事務局長もソ連を訪問、東西貿易の拡大について討議を行う予定といわれる。一方ソ連側においても引続き東西貿易の重要性を説いており、西欧諸国の米因景気後退懸念と関連してその成行が注目されている。

##### (2) 中共における本年の建設計画の概略とインフレーション

(一) 五カ年計画第二年度を迎えて元旦の人民日報は「一切は国家の総路線を実現するために」と題する社説を掲げ、国家建設計画の完成、総動員の実現および国家の社会主義工業化の推進につき人民の奮起を促したが、右社説のうち本年度の建設計画につき次の諸点に触れていることが注目される。

- 1 基本建設は重工業と鉄道との建設に重点を置く
- 2 工業総生産高は昨年より一七%程度の増加率を達成する
- 3 昨年の増産節約運動の成果を生かすとともに、とくに(イ)新建設および拡張工場の生産開始を早める (ロ)工場の生産技術管理をより高度化する (ハ)各部門バランスを考え協力を緊密にする、の三点に注意し工業発展の速度を迅速化する

- 4 農業生産については食糧を昨年より百億斤増産する
- 5 このため農村における互助合作運動を強化し、農業生産合作社を現在の一万五千から三万五千八百に増加させる(現在組織化された農家戸数は総数の四三%といわれるところからみて全農民の組織化を狙っているものと解される)とともに農村供給合作(購買販売事業)および農村信用合作についても積極的に支持する

6 一九五四年國家經濟建設公債の消化を促進する

(一) 一方、最近の中共經濟についてインフレの表面化が各方面において指摘されている。すでに昨年十二月中旬中共は新五萬元券の發行を開始したが、本月さらに香港には十萬元紙幣發行の噂が流布され同地における人民幣の相場は下落を辿り公定レート(一香港ドル〇四二七〇元)の半ばに近づいている(一月二十六日現在一香港ドル〇七九二〇元)。また各地に主要食糧の闇取引が発生公定価格との開きは二〇%以上に達し、昨年の災害によりさなきだに不振の食糧収買工作に支障を来している模様で、中共当局はこれら投機の摘発奸商の一掃に乗り出す一方、旧臘人民銀行に「食糧代金優待定期額儲蓄」制度を創設、高利(三カ月まで月一分五厘、六カ月まで月二分)をもつて供出の促進、食糧代金の吸収に努めている。

かかるインフレの原因はいうまでもなく昨年度財政の赤字に求められようが、中共はいまなお北鮮に百万の志願軍を維持し、その上北鮮に三五〇百万ドル、ホーチミン軍に二〇〇百万ドルの援助を決定しているので財政面における困難は今後かなり深刻化するものと予想される。

六、東亞及び東南アジア諸國

(1) 一般情勢

インドシナ戦線においては下旬仏軍の南部ヴェトナム上陸作戦を見る等、現地の戦闘は愈々熾烈化しつつあるが、報道筋では最近兩軍のつとっている作戦目的の重点が和平交渉における優位保持に置かれている傾向を指摘しており、四國外相会議とも絡み今後の動きには微妙なものが予想され、他方、朝鮮においては反米反共捕虜の帰還説得が遂に中止されて捕虜各々の好む國に送還留置されることに

なつたが、政治會議予備會談再開を要請した周声明も米國側の反響なく、事態収拾の全面的打開は行詰りの儘越月した。しかし乍ら、フィリッピンにおいてはフク団の降伏申入、ビルマにおいてはカレン族叛亂軍の降伏申出が報道され、兩國治安状況はこのところ好転をたどっている模様である。

この間域内主要生産物相場は綿花が輸出契約最盛期に当ることから値上りを示し、コブラ、茶等も前月に引き続き強含みに推移したものの、米國の國際協定参加に不安を残す錫及び消費者在庫の払底と米國諸対策の奏功に底値観高まり乍らなお差当つて供給過剰を示すゴムは共に低迷傾向を脱し得ない。更に米についても英・タイ米穀交渉を前にタイの政府間貿易米價格引下の噂が高まつている。かくの如く國際市況依然不済の折柄、これに基く經濟的困難克服を目的として、前月發表されたパキスタンのルビー決済同盟構想に引続き、当月中にもセイロンの東南亞首相會議開催提起、フィリッピンの自由東亞經濟ブロック案發表等があり、前月末東亞東南アジア諸國間に協力の機運が見られた。又当月の英連邦蔵相會議において注目せられた点は、従来から強調された対外支払決済手段の増強を指向した諸措置の外に關係各國の民度向上のための經濟開發計畫に対する資金的援助に關し特に配慮すべき点が採り上げられたことである。

我國との關係においては、價格を廻り前年来紛糾を続けていたパキスタン向綿製品輸出が当月双方の譲歩により漸く了解に達し、又月末を期限とする日比貿易協定が四五日間延長された。賠償問題では中旬フィリッピン、インドネシア兩國との間に交渉を再開したが、前者は賠償交渉の出発点を二〇億弗として我國の二億五千万弗案と鋭く対立し、後者は清算勘定借越分賠償組入等の要求提出が伝えられ、前途の困難を思わせるものがある。

(2) 韓國の近情

休戦後の韓國は米國の經濟援助により漸く復興の緒にいたしたが、昨年中はとくに纖維工業の復興が進捗を示した。すなわち綿紡織についてみると昨年末の紡織設備は一七六千錠で一九五〇年末に比し一八〇%、生産額も綿糸二九百万ポンド、綿布一、五一〇千疋と過去の最高年度である一九四九年と比較し、それぞれ一〇四%、九四%に達した。なお本月下旬UNKRAの五三年度計画分五五千

錘が到着、また五年度分として四〇千錘の導入が計画されている。また毛紡織においては生産量は僅少なも前年に比し毛糸一四六%、毛織三九%の著増を示し、その他セメント、肥料、製糖工業等においてもかなりの増産がみられた。

一方韓国銀行の発表によれば昨年中における同国の国際収支は受取が一七三三万ドル、支払が一六八万ドルで五百万ドルの受取超過となつたが、受取のうち輸出は僅か三九万ドルに過ぎず輸入一五三三万ドルの大部分は国連軍の物資およびサービスの調達のための貸与金に対する償還金等の貿易外受取によつて支えられている。同国経済再建の本格化に伴い今後復興資材等大量の輸入を必要とするに拘らず、国連軍貸与金償還金等貿易外収入の先細りは必至とみられるのでその成行が懸念される。

### (3) 香港の昨年中貿易実績

昨年中における香港の貿易は輸入三、八九九百万香港ドル、輸出二、七六三百万香港ドルで差引一、一三六百万香港ドルの入超を示したが、これを前年中の実績に比すれば輸入が一、二二百万香港ドルの微増となつたのに反し輸出は一、五一百万香港ドルの縮減に止まつた。

このように年間貿易総額においては概ね前年並を維持しているもの同地貿易は近時漸く衰退の兆を示しはじめ、例えば下半期の貿易額は輸入一、七七三百万香港ドル、輸出一、二一五百万香港ドルにて、上半期に比し前者三、五三三百万香港ドル、後者三、三三三百万香港ドルの激減、前年同期と比較するも輸入輸出それぞれ一、六〇〇百万香港ドル、三、八九九百万香港ドルの減少となつた。

これが原因については下半期におけるインドネシア、タイの中継輸入制限強化並びに中共の原産地直接輸入方針の採用等が挙げられるが、本年に入つてからは比島も中継輸入制限措置を発表しておりこれら東亞諸国の貿易政策が変更をみない限り香港貿易の好転は期待できないであろう。

なお昨年下半年以降同地証券市場が活況に転じ注目されている。とくに地産、電車、銀行等の諸株は著しい騰勢を辿つた。右は休戦の成立により国際緊張が緩

和され、平和産業への投資意が刺戟された結果といえようが、業界の一部では前記貿易の不振を映じ商業資金が流入しているものと観測している。

### (4) マレー貿易の一九五三年中実績と本年の見透し

マレーの一九五三年中の貿易額は輸出二、九二二百万海峽ドル(前年は三、七九四百万海峽ドル)、輸入三、二二八百万海峽ドル(前年は三、八四七百万海峽ドル)、差引三〇七百万海峽ドルの入超(前年は五三百万海峽ドルの入超)で戦後最悪の収支状況であつた。

貿易不振の主たる原因は前年に引続くゴム、錫の国際価格の低落及び輸出品の減少によるものである。即ち総輸出額の四〇%を占めるゴム価格は一号RSS一ポンド当り前年第一乃至第三・四半期に夫々七八・八海峽仙、六九・三海峽仙、六四・六海峽仙と漸落し、年末は五七海峽仙となり、一方輸出品は八四七、二一トンドで前年の九一〇、四〇八トンドを下廻り、うち一八一、六四〇トンドが米国向であつた。又マレーの輸入したゴムは二七七、五一八トンド(前年は三三八、八五六トンド)で、うち二四七、二六〇トンドはインドネシアから輸入された。

錫については一ピクール当り第一乃至第三・四半期に夫々四七二海峽ドル、三六八海峽ドル、三〇五海峽ドルと低落し、年末は三一五海峽ドルと値戻したが、一方その輸出品は六一、七五三トンドで一九五一及び五二年の六四、九五七トンド、六四、一一七トンドに較べて減退を示し、うち三〇、三三三トンドが米国向であつた。なお錫鉱石及び同地金の輸入は八、六四七トンド及び六、三二〇トンドで前年の七、九四九トンド及び五、八〇五トンドを僅かに上廻つた。

本年の貿易の見透しについても大部分前記ゴム、錫価格とインドネシアとの中継貿易制限の如何にかかつており、ゴムは既に貿易業者、植林業者の手を離れて政治的解決にのみ期待せねばならぬ段階にあると見られており、錫についても昨年未成立した国際錫協定案について一般に懐疑的で米国不参加の場合、錫価格安定の唯一の機会を失するのではないかと危惧されている。なお一九五三年中の貿易を相手国別に見れば次の如くである。

		輸 出			輸 入		
国 名	一九五三年	対総輸出	前 年	国 名	一九五三年	対総輸入	前 年
英 本 国	四八五	一六・七%	八一五	印 度 ネ シ ヤ	七九四	二四・六%	八九七
米 国	四八〇	一六・四%	六五六	英 本 国	六五五	二〇・三%	八一九
インドネシヤ	二一九	七・五%	四一四	タ 国	三〇〇	九・三%	三三三
日 本	一五七	五・四%	一五四	米 国	一四〇	四・七%	一八二
フ ラ ン ス	一三五	四・六%	一六七	中 本	一一九	三・七%	二四九
香 港	一〇五	三・六%	一四二	香 共	一〇五	三・三%	一五五
中 共	七三	二・五%	五四	そ の 他	九七	三・〇%	九八
そ の 他	一、二六〇	四三・一%	一、三八六	総 計	一、〇一七	三三・一%	一、二二四
総 計	二、九二〇	一〇〇・〇%	三、七九四		三、三二七	一〇〇・〇%	三、八四七

(5) 最近のインドの貿易事情と本年上半期の輸入方針  
 昨年一―九月間のインドの貿易趨勢をみると次の如くである。

(単位 百万ルピー)

	一九五一年 一―九月(A)	一九五二年 一―九月(B)	一九五三年 一―九月(C)	C/A%	C/B%
輸 出	五、九〇〇	四、七五〇	三、八〇〇	六四	八〇
輸 入	五、六二〇	六、五六五	四、四三二	七八	六七
差引出入超	(+) 二八〇	(-) 一、八一五	(-) 六三二		

即ち最近の貿易は世界的景況後退を反映して一九五二年以降輸出は縮小傾向を辿っており、一九五三年の輸出は対一九五一年比では三六%、対一九五二年比では二〇%の各減少となつてゐる。他面輸入はかかる輸出縮小による貿易収支の悪化を改善するため大幅の制限措置が採られ、一九五三年の輸入は対一九五一年比では二二%減、対一九五二年比では三三%減と昨年は輸出減退率以上の縮小化を計つてゐることが窺われる。尤もこの間の国際収支は各国からの借款をも含めた貿易外収入によつて貿易面の入超尻は補填せられ、同国のスターリングバランス

も殆んど引落しを必要とせず、昨年当初の水準(約七〇億ルピー)を略々維持しており、全体としてみてインドの国際収支は他の東南アジア諸国に比しては比較的安定しているといえよう。然し乍らこの安定も要は輸入の削減を中心とした貿易規模の縮小と海外援助によつてもたらされたものに他ならず、且つ現在程度のスターリングバランスは今後の不測の事態に具えると共に五カ年計画等による国内経済開発資金として蓄積しておく必要があることを考えれば越年後にかかる輸入制限方針を緩和しうるか否かは結局今後の輸出増大の見透し如何に懸つてゐる処が大きい。

この見地から昨年の輸出の内容をみて最も注目される点は、数量的には左程減少しておらず、寧ろ増大したものも少くないにも拘らず、輸出価格の低下から輸出額の減少を示しているものが多いことである。例えばジュート製品は一―九月間に前年同期比四八% (五六〇百万ルピー) の減少をみ、これがこの間の総輸出額における九五〇百万ルピー低減の主要因をなしたのであるが、数量的には一九五二年の一―九月間の五八六千トンに対し昨年は五四〇千トンと僅か八%の減少に過ぎなかつた。又綿製品は昨年一月に中、下級品綿布の輸出税引下げを行い、

更に十月再度中級品綿布の輸出税引下げを行つたことが刺戟となり、数量的には相当増嵩し、年間綿布輸出実績は七〇一百万ヤードと前年(五九四百万ヤード)比一六%の増加を示したが、この間インドの綿製品輸出価格は一七%方下落(一九五二年の綿製品輸出価格平均指数は一〇二であつたのに対し一九五三年一―六月間の同指数は八五に低下している)しており、かかる輸出量の増大にも拘らず、金額的には前年と大差ないものと推定される。尤もその他の輸出商品中にはマンガン鉱、皮革の如く絶対量、金額共に増加をみたもの、或は茶の如く輸出価格の上昇によつて輸出数量の減少にも拘らず金額的には前年比増加を示したもの等もみられるが、ジュート製品と綿製品によつて全輸出高の四〇%以上を占めている現状からして、前記の影響は極めて大きなものである。このことは現在同国が行つてゐる各種商品に対する輸出税引下げ措置(昨年はジュート製品、綿製品、鉄鋼製品の一部に実施せられた)、或は商品別輸出促進審議会の設置(綿布輸出促進審議会は近く発足の予定)等の強力な輸出促進策にも拘らず、今後の国際景況の低下と輸出価格の下落を予想すれば輸出額増大には自ら限度があることを暗示している。

かかる事情を反映して昨年十二月三十日インド政府により発表された本年上半期の輸入政策は、その裏付となる上半期中の輸出見込額を二、五五〇百万ルピーと昨年同期実績(二、五二四百万ルピー)と略々同程度の低水準に見込み、且つ昨年の貿易規模は縮小したものの外貨事情はある程度安定を示したという事実も勘案して、前期の輸入制限方針を引続き適用することとせられている。唯、若干異なる点としては、

- (1) 政府の工業調査委員会の報告によれば、各種工業を通じ遊休設備が全設備能力の二〇―五〇%に及んでいる事実に鑑み、これが稼働率を高めることによつて失業人口の吸収を計らんとして工業原料の輸入割当を若干緩和してゐること、

- (2) 全般的には従来から原料品の輸入を緩和し、完成品の輸入は制限する方向にあるが、国産品の水準が実用限度に達しないものは品質向上を計る目的で製品輸入割当を幾分緩和してゐること、

等の諸点であるが、これも全体の輸入量を変更する程のものではない。

かくてこの発表から窺われることは、少くとも本年上半期中の貿易政策はあくまで輸出に重点がおかれてゐるが、輸入制限緩和による貿易規模拡大の意向はみられない。従つて対日貿易の観点からみれば当月締結せられた日英会談において対日貿易拡大のためポンド地域各国の輸入制限緩和の方策をとることが決定せられてゐるものの、インドに関する限り本輸入政策によつて本年上半期中には大きな変化は見込まれず、日本の対インド輸出は前期と略々同程度の低水準に推移する可能性が大きいことが注目せられる。

#### 七、最近における濠州経済の概況

濠州経済は前年中極めて順調な足取を示した。即ち、

- (1) 本季羊毛相場は終始前季を上廻る強調を維持し、小麦を首め農産物も増産によつて輸出余力を増した結果、輸出は好調であつたため数次に互る輸入制限緩和を行つてなお保有外貨は安定を示し、

- (2) 輸出入の増加及び減税実施による消費支出の増嵩を見た上、民間新規投資は製品原価高の関係もあつて必ずしも活潑とは称し得なかつたものの、政府投資はなお高水準を維持し、

- (3) これを反映して、卸小売共良好な売上を示し、工業生産は増大し、雇傭水準も若干上昇を見た。

- (4) 更に注目されることは従来騰勢を維持して来た物価水準がこの間安定を維持した点であり(一九五二年一月―一九五三年九月間物価騰貴率三・七%、一九五一年一月―一九五二年九月間同一五・二%)、これが原因としては、一九五二年末迄一九五一年の過大輸入による過剰在庫が存在したこと、輸入制限の緩和、貯蓄の増加(一九五二年一月―一九五三年一月間商業銀行預金増加一三二百万濠州ポンド、同貸出減少一九百万濠州ポンド)等が挙げられてゐるが、更に連邦調停裁判所が一月以降貸銀の生活費指数による調整制度を廃止する旨の判決を下したことは物価不安定の最大要因を除去したものと好感されてゐる。

この外一月には西オーストラリアで石油が発見される等、首相の年頭メツ

セージもかかる成果を誦い、多分に楽観的な見透しを述べているが、反面次の如き弱点を持ち、これがため現在の安定乃至均衡状況も容易に覆えされる可能性を含むものとされている。即ち、

(1) 同国経済は羊毛及び農産物の輸出に対する依存度が極めて高く、従つて天候及び国際市況が濠州経済を左右することとなるが、羊毛については、更年後もなお好調を維持しているものの品種によつては軟化気配も見られ、消費者在庫の充実から悲観説も行われている現状であり、又小麦については、本年度生産高は一七〇百万ブッシェルと前年度実績一九三百万ブッシェルを下廻るものと見られるものの、繰越分を含めた輸出余力六〇百万ブッシェルに関し、完全消化を困難視して生産制限の必要を主張する小麦委員会とお楽観説をとる政府との間に意見が対立している状況である。

(2) 濠州工業就中二次製品工業については戦時中の無競争時代に発展したこと、高賃金、高運賃等により、原価割高で対外競争力を欠いており、輸入制限緩和に伴い、その脆弱性を暴露する惧があつて、ここにも大きな不安を残している。濠州ナショナル銀行は証券市場において国債の売行が順調にも拘らず株式価格が低迷していること、ニューサウスウェルズ州における雇傭増加が繊維工業等、一部産業に偏していることは共に同国投資家の右危惧を示すものとしている。

(3) 更に前述賃銀調整に関する判決が各州を拘束しえないことは、この面の不安要因が完全に芟除されたことを意味せず、現に州の内にはなお現行制度を継続せんとする動きも見られ、今後の動向が注目されている。

## 昭和二十九年二月

### 海外經濟事情

#### 目次

- 一、概況
- 二、米國經濟の動向
  - (一) 景氣の動向
  - (二) 金融の動き
- 三、西歐諸國
  - (一) ECSCにおける共同市場の現状と長期投資計画の問題点
  - (二) 英國の貿易問題と国防予算
  - (三) フランス銀行公定歩合の引下げと經濟擴張一八カ月計画
  - (四) 西ドイツの貿易事情
- 四、共產圏諸國
  - (一) ソ連農業問題と東西貿易
  - (二) 中共の四中全会開催と対ソおよびポーランド貿易協定の締結
- 五、東亞及び東南アジア諸國
  - (一) 一般情勢
  - (二) 香港における対日輸入制限の撤廃と対中共禁輸緩和の動き
  - (三) 韓國經濟の動向
  - (四) インドネシア中央銀行の金外貨準備減少をめぐる諸問題
  - (五) 英・タイ米穀協定成立と同國物価対策
  - (六) パキスタンの綿布統制措置
  - (七) セイロン經濟の近情